

# 三島町公共施設等総合管理計画

平成28年3月

福島県三島町

## 目次

### 第1章 概要

- 1 はじめに
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 対象とする財産

### 第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

- 1 人口の推移及び見通し
- 2 財政収支並びに各種財政指標の状況
- 3 公共施設等の将来負担

### 第3章 公共施設等の総合的かつ具体的な管理に関する基本的な考え方

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な取り組み方策

### 第4章 実行体制の整備

## 第1章 概要

### 1 はじめに

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題としており、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズが変化していることに加え、公共施設の老朽化による施設大量更新時代到来と義務的経費増大量更新時代到来と義務的経費増などの老朽化による施設大量更新時代到来と義務的経費増大などによる財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要となっています。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、複合化、転用及び長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本町においても同様の状況があり、これら諸問題を解決するために、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられる用、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠であります。

また、インフラ施設については、町民に安全で安心な社会資本を提供するため、施設の計画的かつ効率的な維持管理・補修を継続的に実施していく必要があります。

このため、「三島町公共施設等総合管理計画」を策定し、健全で持続可能な自治体経営の実現を図ってまいります。

なお、この計画内容については、適宜見直しを行ってまいります。

### 2 計画の位置付け

国においては、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が決定されました。

この計画では、地方公共団体は、インフラを所管する者として、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中期的な取り組みの方向性を明らかにする行動計画を策定することと荒れています。また、当該行動計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定することとされています。

これを受けて、上記の行動計画に該当する者として、総務省からは平成26年4月に地方公共団体に対し、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請されました。

以上のことから、総務省の要請における公共施設等総合管理計画として、本計画を位置付けます。

なお、策定に当たっては、第四次三島町振興計画に定める「公共施設の有効活用」と「健全財政の確立」の視点から、公共施設等を社会情勢の変化に応じた長期的な視点を持って、更新・複合化・転用及び長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置、適正な管理に努めることとします。

### 3 計画期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じ適宜見直すものとします。

### 4 対象とする財産

町が保有する庁舎や集会施設等の公共施設を対象とします。

(財産調書より)

| 種別   | 施設名         |
|------|-------------|
| 庁舎   | 三島町役場庁舎     |
| 集会施設 | 宮下活性化センター   |
|      | 荒屋敷集会所      |
|      | 桑原集会所       |
|      | 大登生活改善センター  |
|      | 川井集会所       |
|      | 桧原多目的集会所    |
|      | 滝谷集会所       |
|      | 大谷活性化センター   |
|      | 浅岐集会所       |
|      | 間方集会所       |
|      | 三島町ふるさとセンター |
|      | 大石田生活改善センター |
|      | 名入集会所       |
|      | 高清水集会所      |
|      | 滝原林業集会センター  |
|      | 早戸生活改善センター  |
|      | 三島町多目的集会施設  |
| 観光施設 | 三島町観光交流施設   |
|      | 情報物産館(みしま宿) |

|       |                      |
|-------|----------------------|
|       | 老人休養ホーム              |
|       | 多目的活動施設(桐の里倶楽部)      |
|       | 早戸交流拠点施設             |
|       | 美坂高原                 |
|       | 大林ふるさとの山管理棟          |
|       | 大谷川河川敷公園             |
| 教育施設  | 三島小学校                |
|       | 三島中学校                |
|       | 三島町保育所               |
|       | 三島小学校旧滝谷分校           |
| 産業系施設 | 農林水産物処理加工施設          |
|       | 木材加工施設               |
|       | そば加工処理施設             |
|       | 食鳥処理施設(小規模食鳥処理施設)    |
|       | 林産物加工品等展示販売施設        |
|       | 農林産物加工品等展示販売施設       |
|       | 地域特産品流通販売促進センター      |
| 住宅    | 町営住宅上ノ原団地            |
|       | 町営住宅中平団地             |
|       | 町営住宅中田団地             |
|       | 町営住宅米子沢団地            |
|       | 特定公共賃貸住宅宮下居平団地1～3号棟  |
|       | 三島町子育て支援住宅宮下館団地1～4号棟 |
|       | 高齢者自立支援住宅            |
|       | 教員宿舎                 |
| 上水道施設 | 宮下簡易水道               |
|       | 大登・川井簡易水道            |
|       | 桧原簡易水道               |
|       | 滝谷簡易水道               |
|       | 浅岐飲料水供給施設            |
|       | 西方簡易水道               |
|       | 名入簡易水道               |
|       | 滝原飲料水供給施設            |
|       | 間方飲料水供給施設            |
|       | 大石田簡易水道              |
|       | 早戸飲料水供給施設            |
|       | 小山簡易給水施設             |

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 下水道施設 | 宮下地区農業集落排水処理施設    |
| 消防    | 消防自動車車庫           |
|       | 消防屯所(宮下班)         |
|       | 消防屯所(大登班)         |
|       | 消防屯所(間方班)         |
|       | 消防屯所(滝谷班)         |
|       | 消防屯所(浅岐班)         |
|       | 消防ポンプ庫(川井班)       |
|       | 消防ポンプ庫(大谷班)       |
|       | 消防ポンプ庫(名入班)       |
|       | 消防ポンプ庫(滝原早戸班)     |
| 体育施設  | 三島町町民運動場          |
|       | 三島町営スキー場          |
| 福祉施設  | 高齢者生活福祉センター       |
|       | 高齢者生活福祉センター車庫兼倉庫棟 |
| 文化施設  | 三島町町民センター         |
|       | 三島町生活工芸館          |
|       | 工人の館              |
|       | 三島町交流センター         |
|       | 三島町生涯学習センター       |
| その他   | 西方児童館             |
|       | 会津坂下警察署三島駐在所      |
|       | 保養センター            |
|       | 道路維持補修車格納庫        |
|       | 産業用機械格納庫          |
|       | 町営バス車庫(滝谷)        |
|       | 町営バス車庫(間方)        |
|       | 町営バス車庫(大石田)       |

## 第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

### 1 人口の推移及び見通し

日本の総人口そのものが減少している中、地方では若い世代の都市部への流出や少子化により、自治体の消滅の可能性があると指摘されています。

本町も平成27年国勢調査（速報値）で1,668人と5年前の長と比較して減少率△13.4%となり、深刻な状況にあります。

このことは、公共施設等を維持していくうえで町民1人当たりの負担が実質的に大きくなります。

<人口の推移（国勢調査）>

| 区分              | 昭和35年 |     | 昭和40年 |       | 昭和45年 |       | 昭和50年 |       | 昭和55年 |       |
|-----------------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 実数    | 増減率 | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   |
| 総数              | 5,803 |     | 4,964 | △14.5 | 4,108 | △17.2 | 3,766 | △8.3  | 3,389 | △10.0 |
| 0歳～14歳          | 2,120 |     | 1,582 | △25.4 | 1,074 | △32.1 | 760   | △29.2 | 626   | △17.6 |
| 15歳～64歳         | 3,252 |     | 2,919 | △10.2 | 2,521 | △13.6 | 2,474 | △1.9  | 2,205 | △10.9 |
| うち15歳～29歳(a)    | 1,174 |     | 931   | △20.7 | 719   | △22.8 | 671   | △6.7  | 479   | △28.6 |
| 65歳以上(b)        | 431   |     | 463   | 7.4   | 513   | 10.8  | 532   | 3.7   | 558   | 4.9   |
| (a)/総数<br>若年者比率 | 19.8  |     | 18.8  | -     | 17.5  | -     | 17.8  | -     | 14.1  | -     |
| (b)/総数<br>高齢者比率 | 7.4   |     | 9.3   | -     | 12.5  | -     | 14.1  | -     | 16.5  | -     |

| 区分              | 昭和60年 |       | 平成2年  |       | 平成7年  |       | 平成12年 |       | 平成17年 |       | 平成22年 |       |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   |
| 総数              | 3,180 | △6.2  | 2,883 | △9.3  | 2,674 | △7.2  | 2,474 | △7.5  | 2,250 | △9.1  | 1,926 | △14.4 |
| 0歳～14歳          | 518   | △17.3 | 429   | △17.2 | 333   | △22.4 | 271   | △18.6 | 208   | △23.2 | 133   | △36.1 |
| 15歳～64歳         | 2,013 | △8.7  | 1,699 | △15.6 | 1,448 | △14.8 | 1,264 | △12.7 | 1,069 | △15.4 | 880   | △17.7 |
| うち15歳～29歳(a)    | 400   | △16.5 | 296   | △26.0 | 282   | △4.7  | 248   | △12.1 | 203   | △18.1 | 150   | △26.1 |
| 65歳以上(b)        | 649   | 16.3  | 755   | 16.3  | 893   | 18.3  | 939   | 5.2   | 973   | 3.6   | 912   | △6.3  |
| (a)/総数<br>若年者比率 | 12.6  | -     | 10.3  | -     | 10.5  | -     | 10.0  | -     | 9.0   | -     | 7.8   | -     |
| (b)/総数<br>高齢者比率 | 20.4  | -     | 26.2  | -     | 33.4  | -     | 38.0  | -     | 43.2  | -     | 47.4  | -     |

## 2 財政収支並びに各種財政指標の状況

本町は財政危機の改善を図るため、特に行財政改革を平成 17 年度から不退転の覚悟を持って取り組んできた。主なものとして、職員数の大幅減、旅費他各種手当の削減、特別職の報酬カット、各種団体委託料・補助金の削減、窓口業務等民間委託である。

また、元利償還金は平成 19 年度にピークを迎え、以降徐々に減少し、あわせて高金利分の繰上償還を実施したことにより、各種財政指標は改善されてきた。今後も、「ふるさと納税」などの新たな財源確保や各種補助事業の活用により過疎対策事業に取り組んでいく。しかしながら、町税や地方交付税は過疎化により今後も減収する見通しであり、計画的な財政運営に努めなければならない。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

| 区分                | 平成 12 年度  | 平成 17 年度  | 平成 22 年度  | 平成 25 年度  |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A            | 2,807,691 | 2,001,629 | 2,356,018 | 2,200,257 |
| 一般財源              | 1,393,663 | 1,146,717 | 1,433,337 | 1,371,112 |
| 国庫支出金             | 84,129    | 74,700    | 193,050   | 44,438    |
| 都道府県支出金           | 326,462   | 152,441   | 178,260   | 210,631   |
| 地方債               | 544,800   | 171,500   | 199,432   | 175,264   |
| うち過疎債             | 488,500   | 71,800    | 81,700    | 70,900    |
| その他               | 458,637   | 456,271   | 351,939   | 398,812   |
| 歳出総額 B            | 2,687,870 | 1,923,670 | 2,226,926 | 2,037,947 |
| 義務的経費             | 869,076   | 860,198   | 767,404   | 654,668   |
| 投資的経費             | 1,033,912 | 252,905   | 257,135   | 252,841   |
| うち普通建設事業          | 996,869   | 178,841   | 251,782   | 242,577   |
| その他               | 784,882   | 810,567   | 1,202,387 | 1,130,438 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 119,821   | 77,959    | 129,092   | 162,310   |
| 翌年度へ繰り越しすべき財源 D   | 8,070     | 2,404     | 17,317    | 5,684     |
| 実質収支 C - D        | 111,751   | 75,555    | 111,775   | 156,626   |
| 財政力指数             | 0.172     | 0.164     | 0.123     | 0.123     |
| 公債費負担比率           | 19.4      | 24.6      | 18.9      | 13.5      |
| 実質公債費比率           | ---       | 16.6      | 13.0      | 7.9       |
| 起債制限比率            | 11.8      | 14.0      | 9.6       | 5.3       |
| 経常収支比率            | 79.1      | 94.4      | 83.4      | 89.0      |
| 将来負担比率            | ---       | ---       | ---       | ---       |
| 地方債現在高            | 2,931,579 | 3,054,260 | 1,741,639 | 1,771,029 |



### 3 公共施設等の将来負担

公共施設等の問題を考えるうえで、公共施設（建築物）のみならず、インフラ施設（道路・橋梁・上下水道）の維持管理についても考慮する必要があります。

公共施設をはじめインフラ施設の全てを一度に更新していくことは明らかに不可能であり、更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。

#### <耐用年数>

| 区分   | 耐用年数               |
|------|--------------------|
| 公共施設 | 60年で建替え（30年で大規模改修） |
| 道路   | 15年で舗装部分の更新（打ち換え）  |
| 橋りょう | 60年で架け替え           |
| 上水施設 | 40年で更新             |
| 下水施設 | 50年で更新             |

### 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

#### 1 基本的な考え方

本町が保有又は管理・借用する財産を経営資源ととらえ、全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化や公共施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、長有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

この基本方針の目的を達成するため、次の3つを取組の柱とします。

#### ○ 公共施設等の長寿命化と維持管理コストの低減

今後も利活用する施設については、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながらトータルコストの縮減及び治亜聖負担の平準化を図ることとします。

#### ○ 公共施設等の総資産量の適正化

公共施設については、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の縮減を推進することとします。

インフラ施設については町民生活における重要性及び道路・上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく個別施設計画等に即した適性化を図ることとします。

#### ○ 公共施設有効活用

未利用施設や敷地の民間等への貸付や転用などにより、町民財産の有効活用により収入確保を図ることとします。

## 2 具体的な取り組み方策

### (1) 公共施設における取り組み方策

#### ① 長寿命化対策の推進

今後、公共施設の建替え及び大規模改修時期が集中することが見込まれることから、建物の長期的な健全保全を図るため、適切な時期に必要な修繕等を加え、建物の長寿命化を図り資産価値を保持します。

#### ② 維持管理・保全業務の適正化

将来にわたる財産保有に要するコストを縮減するため、点検・診断等により高い危険性が認められた公共施設や老朽化等により教養廃止され、かつ、今後とも利用見込みが低い施設については、特例地方債などを活用して解体撤去を基本とします。

また、人口や財政規模に見合った施設保有の最適化を図る必要があることから、施設が果たしている役割や機能を再認識し、施設機能の更新・複合化・転用及び長寿命化などの検討を行うこととします。

#### ③ 施設情報の一元化

今後も少子高齢化や人口減少は続くことから、公共施設利用者数の減少が見込まれます。さらに、生産年齢人口が減少することによる徴税収入への影響、高齢者人口が増えることによる社会保障費の増加等を考慮すると、限られた財源の者と、公共施設を一層効率的・計画的に管理していく必要があることから、共通の紙式により、個別施設ごとに利用度、維持管理費用、老朽化度をはじめ、施設の修繕履歴等の施設情報を記載した「施設台帳」を作成し、情報の一元化を図り施設の管理を行うこととします。

### (2) インフラ施設における取り組み方策

インフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っています。これらは、公共施設と異なり複合化や転用等の改善が適さないことから、施設の種別ごとに整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討し、その結果から施設の重要度に応じた個別計画を策定することとします。

#### ① 長寿命化対策の推進

安全性や経済性を踏まえつつ、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的な修繕等を実施することにより、機能を保持しながら長寿命化を図ることでランニングコストの縮減を図ることとします。

#### ② 現状把握と修繕・更新等の実施

定期的な点検・診断により、施設の状態を的確に把握して必要な対策を適切な時期に効果的に実施し、メンテナンスサイクルを構築することとします。

また、インフラ施設の整備に当たっては、社会情勢や町民ニーズを的確にとらえ、かつ財政状況を考慮して中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行うこととします。

③ 維持管理・保全業務の適正化

構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指した計画的かつ効率的な管理をする推進することとします。

(3) 公共施設の有効活用

① 利活用の見込みのない町有地については、積極的な売却を進めることとします。なお、計上等の理由により、売却困難な土地については、一時貸付などの活用を図ることとします。

② 施設機能の更新・複合化・転用及び長寿命化などにより、使用する見込みがなくなった公共施設については、積極的に譲渡や貸し付けを進め、これらによって得られた財源は、存続する公共施設の維持管理経費等に充てることを原則とします。

③ 人口減少や厳しい経済情勢の背景から、公共施設の譲渡や貸し付けが進まない場合は、地域の活性化、産業振興、福祉の向上、定住人口の増加に寄与することを目指し、無償譲渡や無償貸し付けを行うことも検討します。

(4) 民間活力の導入

① 民間企業等の持つ様々な資金やノウハウを活用し、施設の整備・更新・維持管理及び運営を効果的かつ効率的に行うことを検討します。

② 指定管理者制度やPPP/PFIなどの手法を用い、町内企業をはじめとする民間企業の活力を施設整備や管理にどうにゆうする検討を行うこととします。

③ 民間施設の活用など、公共施設にこだわらない行政サービスの提供の検討を行うこととします。

(5) 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画策定済みである計画については、社会情勢の変化や情報の蓄積を踏まえて、本計画との整合性を図り適切に見直しを進めることとします。また、計画未策定の施設については、速やかに策定することとします。

## 第4章 実行体制の整備

### 1 推進体制

本計画推進に当たっては、総務課全体を一元的に管理し、総資産量を把握し、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、毎年度、庁内連絡会において進捗管理・点検及び表を行うとともに方針の改定や見直しを行うこととします。

### 2 個別施設計画の策定

施設ごとに必要に応じて、国・県の技術的助言等による個別施設計画を策定するとともに、すでに策定されている個別施設計画については、本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行い、それぞれの施設の特性に合った計画的な維持管理等を図ることとします。

### 3 財政担当との連携

長期的な視点から策定した施設保全、長寿命化計画も、財政措置があって初めて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的に実施していくためには、財政担当との連携が必要不可欠であり、財政状況を考慮しながら、進行管理を図り、財政計画の見直しに反映させることとします。

### 4 町民との協働

公共施設における行政サービスの有効性をはじめ、維持管理費用や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進し、協働の推進に向けた環境整備を行います。

さらに、公共施設等の適正配置の検討に当たっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の旧友化を図ることとします。

### 5 職員の意識改革

全庁的に推進していくには、職員一人ひとりが意識を持って取り組んでいく必要があります。公共施設やインフラの現状を十分理解し、経営的視点に合った適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や町民ニーズの変化に対応できるような町民サービスの向上のため、自らが創意工夫を実践していくことが重要ととらえ、職員の意識の向上に努めることとします。